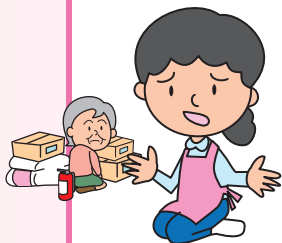


こんなときに利用できます

Q1

おばあちゃんが訪問販売で高額商品を買わされて困っています。認知症が進んだ場合、どうすればいいのでしょうか。



家庭裁判所から補助人や保佐人の選任を受け、高額商品を買う場合に補助人や保佐人の同意がいるようにしておけば、あとから契約を取り消すことができます。

A



Q2

知的障がいのある成人した子どもがいますが、自分が高齢になったときや死亡したときに、子どもの世話をしてくれる人がいるのか不安を感じています。



子どもさんの法定後見の申立てをします。あなたが成年後見人に選任されておけば、万一のときも家庭裁判所から、新たに成年後見人が選任され、財産管理や身の回りの世話を支援してもらうことができます。

A



Q3

子どもがなく、遠い親戚しかおりません。高齢になったときの生活や財産管理が心配です。



将来、判断能力が低下したときのために「任意後見契約」を結びます。

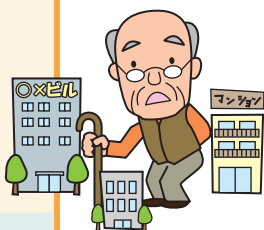
この契約により、判断能力が低下したときは、任意後見契約が発効しますので将来の不安が解消されます。

A



Q4

賃貸マンションを所有していますが、高齢のため、維持管理に不安をもっています。



将来、判断能力が低下したときのために、税理士などと「任意後見契約」を結びます。

その契約が発効するまでの間は、税理士と財産管理契約を結び、集金等の管理業務を依頼すれば、不安は解消します。

A

